

平成19年7月

## 農林水産省知的財産戦略に基づく施策の推進状況(総括表)

項目	これまでの取組状況	課題と今後の予定
新需要創造、実用化、事業化	<p>新需要創造対策事業において、新食品・新素材の有効性・安全性や市場性に関する情報の産地や企業への提供や、研究機関、産地及び企業のマッチングによる協議会の育成に取り組む課題として、巨大胚芽米等の6課題を決定し、その実施団体を採択。(6月)</p> <p>生産局長と農政クラブ記者との懇談会を開催し、新需要創造対策事業のPRを実施。(5月25日)</p>	<p>新食品の課題ごとに、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新製品の試作による市場化プランの作成、シンポジウムやリーフレットによる産地や企業への情報提供等を実施。</li> <li>・商品化の中心となる企業と新食品・新素材の原料を生産・供給する産地のマッチングにより、新需要創造協議会を育成し、その活動をフォロー。</li> </ul> <p>新食品・新素材の原料となる高品質農産物の安定供給に取り組む産地に対し、原料に一定の機能性成分が含まれることを保証するシステムづくりや、原料の収穫や調整・加工などに必要な機械・施設整備を支援。</p> <p>新食品・新素材の新たな需要創造に向けて、外部専門家による検討会を開催し、12月に20年度対象課題を選定。</p>
研究・技術開発 ゲノム情報を活用した新品種の育成促進	<p>イネについては、DNAマーカー育種による優良系統育成を着実に実施しており、トピロ抵抗性ヒノヒカリおよび晩生コシヒカリは品種登録出願準備中。</p> <p>ノリの育成者権の保護・育成に向けて、品種判別に必要なノリゲノム情報の解読等を実施するとともに、全国的な優良品種確保の体制整備、優良特性を有するノリ株の探索を実施中。</p>	<p>イネ及び野菜等については、引き続きDNAマーカー育種による病害抵抗性等の優良系統の育成と品種登録を実施。</p> <p>ノリの育成者権の保護・育成に向けて、引き続きノリゲノム情報の解読、優良ノリ株の探索を行うとともに、品種特性の評価法の開発に着手。</p>
農林水産知財ネットワークの構築	<p>農林水産分野の試験研究機関が保有する知的財産をめぐる状況について、都道府県、公立試験研究機関、大学知財本部、承認TLO等にアンケート調査を実施。併せて、ヒアリングにより、試験研究機関の知財情報の一元化等による農林水産知的財産ネットワーク設立に関する意見・要望を把握。</p> <p>19年度中のネットワーク設立を目指し、暫定事務局を(財)農林水産技術情報協会に設置。</p> <p>農林水産知的財産ネットワークの情報提供窓口となるポータルサイトを準備中。</p>	<p>農林水産知的財産情報ポータルサイトを近日中に開設。</p> <p>11月に農林水産知的財産ネットワーク設立シンポジウムを開催し、大学や公設試験場等に対しネットワーク参加のさらなる呼びかけを実施。</p> <p>次年度以降のネットワーク本格稼働に向けて、会員機関の確保、会員機関への支援策の検討、ユーザー企業へのPR等を促進。</p>
リエゾンオフィスの設置	<p>4月1日、農研機構に東京リエゾンオフィス(都内)を開設し、産学官連携コーディネーターを配置。対外的な産学連携窓口として、企業等への情報提供や問合せ等に対応できる体制を整備。</p> <p>4月25日、5月30日に、農研機構産学官連携交流セミナーを開催。</p>	<p>農研機構産学官連携交流セミナーを引き続き開催。</p> <p>10月に、農研機構に産学官連携本部を正式に発足させ、全国の主要拠点地域にもコンタクト・ポイントを設置予定。</p> <p>水産総合研究センター等の他の独立行政法人におけるリエゾンオフィスの設置についても検討。</p>

項目		これまでの取組状況	課題と今後の予定
普及・人材育成	技術・ノウハウ等の知的財産取扱指針の作成	<p>農業の現場における技術・ノウハウ等知的財産の取扱指針の策定に向け、省内で検討。</p> <p>6月26日、関係団体の協力の下、外部専門家による検討会を開催し、知財取扱指針の考え方について、意見聴取。</p>	<p>知財本部専門家会議での意見や外部専門家の意見等を踏まえ、7月中旬に知財取扱指針を策定。</p> <p>知財取扱指針の配布・HPへの掲載等を通じ、普及啓発を促進。</p> <p>農業分野だけでなく、林業・水産業等の各分野ごとの知財取扱指針の策定を検討。また、特許権・実用新案権に加え、育成者権や商標権等も対象とした知財取扱指針への改訂を検討。</p>
	普及啓発・人材育成	<p>農林水産省知的財産戦略の内容及び知財の基礎知識等の周知を図るため、農林水産省・都道府県職員等を対象とした地方ブロック説明会(9カ所)、独法研究機関の知財担当者・研究者等を対象とした説明会(3回)を開催。</p> <p>知財に係る専門的知識を有し、相談に対応できる、都道府県普及指導員やJA営農指導員等の指導的人材を育成するため、知財専門研修等を企画し、順次実施。</p> <p>普及指導員の知財に関する活動を支援するための支援窓口を、7月中旬に開設するべく準備。</p>	<p>知的財産に係る指導的人材を3年間で1000人程度育成することを目指し、知財に係る研修等の着実な実施、研修内容の充実、関係者のさらなる参加を働きかけを実施。</p> <p>事業実施団体が中堅指導者向け知財テキストを作成し、関係者等に広く配布。</p> <p>普及指導員の国家資格試験に知的財産権に関する試験項目を導入することについて、19年度中に検討。</p>
地域資源の再発見・活用	地域資源のリスト化・情報発信、郷土料理百選の実施	<p>既存資料等により「地域資源」及び「郷土料理」を整理。</p> <p>農村振興モニター(全国1,000人)へのアンケートを実施し、全国レベルでのお宝資源及び郷土料理を把握。</p>	<p>各選定委員会を立ち上げ、12月中旬に「地域資源」及び「郷土料理百選」をリスト化・選定。</p> <p>「地域資源」及び「郷土料理百選」をウェブサイト等により全国へ発信するなど、効果的なPRを行い、活用を促進。</p>
	企業やNPO等との連携の促進	<p>企業の社会的責任(CSR)等の一環として、企業が地域住民等と協働して行う地域の環境改善活動(グラウンドワーク)を支援するため、日本グラウンドワーク協会及び各地の活動団体の連携を促進するとともに、各地の活動団体に対して技術支援や指導・助言を実施。</p> <p>都市と農村の共生・対流を一層推進するため、NPO等が広域で連携して実施する先導的取組を公募・選定し、支援。</p> <p>企業の森づくり活動に関するシンポジウム等を開催するとともに、国有林において2企業と「法人の森林」契約を締結し、フィールドを提供。</p>	<p>企業の売上の一部を環境改善活動に対する助成金として活用する事業の公募を、7月頃から開始。</p> <p>グラウンドワークのモデル地域に対して、地域貢献活動に関心を寄せている企業を対象にしたヒアリング調査を7月から実施し、この調査結果をもとに、情報交換会の開催など、企業とNPOとの連携事業を企画。</p> <p>公募選定された都市と農村の共生・対流に係る取組を支援。今年度末に各取組の進捗状況等を評価。</p> <p>企業やNPO等が連携して行う森林づくり活動のサポート体制を整備するとともに、引き続き企業等の森林づくり活動のためのフィールドを提供。</p>
	地域ブランド成功事例の収集・分析・活用	<p>農林水産省HPに「知的財産・地域ブランド情報」のページを開設し、地域ブランド事例や関連支援策等の情報を提供。</p> <p>既存の地域ブランド事例調査報告書等を活用し、農林水産物・食品に関する地域ブランド事例の収集・整理を実施。</p> <p>水産物地域ブランドの成功事例をとりまとめ、魚価安定基金のHPへの掲載に向け準備中。</p>	<p>優事例の選定基準の考え方を整理するとともに、既存事例の追加調査を行い、優良事例集を作成。</p> <p>引き続き、水産物の地域ブランド成功事例に関する調査を実施。</p> <p>地域ブランド優良事例集等を農林水産省HPに掲載することにより、関係者の意識啓発等を促進。</p>
	地域ブランド化の取組支援	<p>地域食品のブランド化を促進するための検討会を開催し、ブランド維持管理に重点をおいたセミナー開催地の選定や、ブランドアドバイザーの派遣対象の選考方法等を検討。</p> <p>18年度に実施した知的財産権を活用した地域活性化に関する研修会及びアドバイザー派遣について、課題を整理。</p>	<p>7月末に地域食品ブランド育成・管理に関する専門委員会を設置し、ブランドアドバイザーの派遣等の事業実施手法等について検討。</p> <p>ブランドの競争力強化や管理体制の在り方等を内容に加え、引き続き知的財産権を活用した地域活性化に取り組む団体へのアドバイザー派遣、研修会を実施。</p>

項目	これまでの取組状況	課題と今後の予定
日本ブランドマークによる輸出促進	<p>日本産果実マークの策定・導入及び当該マークを活用した広報戦略の検討のための委託事業実施者の選定等の手続を実施中。</p> <p>和牛統一マークの策定・普及のための企画検討委員会を立ち上げ、検討を開始。また、和牛統一マークを活用した販売・広報戦略の検討のための輸出実行プラン策定委員会の立ち上げに向けた手続を実施中。</p>	<p>果実については、検討委員会を設置し、9月までに日本産果実マークを決定し、10月以降UAE等新規輸出先国への当該マークを貼付した試験的な輸出実証と成果の検証を実施。併せて、日本産果実マークの管理主体・管理方法等や海外での商標(意匠)登録の取得の検討を行うとともに、次年度以降、輸出実証対象国の拡大と成果の検証を行い、22年度までに本格導入を目指す。</p> <p>和牛については、7月以降、和牛統一マーク等企画検討委員会の中で、和牛統一マークの公募・策定、当該マークに係る商標権の取得や使用・管理方法の検討等を行うとともに、マークの普及・浸透を促進。また、輸出実行プラン策定委員会において、策定した和牛統一マークを活用した効果的な販売・広報戦略を検討。</p>
海外日本食レストラン推奨に対する取組	<p>18年11月に「海外日本食レストラン推奨有識者会議」を設置し、3月に「日本食レストラン推奨計画」の提言が取りまとめ。</p>	<p>7月18日、「日本食レストラン推奨計画」の取組を主体的に実施する民間組織「日本食レストラン海外普及推進機構」が設立(予定)。</p> <p>「日本食レストラン推奨計画」を円滑に推進するため、海外日本食レストランに係る現地調査、日本食料理人への講習会の開催等を順次実施。</p> <p>年度内に、一部地域において海外日本食レストランの推奨を開始(予定)。</p>
食品産業に係る技術流出防止指針の作成	<p>これから東アジアへの投資が期待される食品企業が東アジアへ進出する際に、進出前の計画段階から技術流出防止対策を検討・実施するための指針となる手引きを策定することを目的とした「食品産業の意図せざる技術流出対策に関する作業部会」を立ち上げ、5月29日に第1回作業部会を開催。</p>	<p>これから進出の期待される地域の食品企業にも、技術流出防止対策を策定する際に参考になるよう、海外への進出形態等で整理するなどとりまとめ方を工夫しつつ、7月末を目途に「食品産業の意図せざる技術流出対策の手引き」のたたき台を策定。</p> <p>8月以降、たたき台を踏まえ、必要なヒアリング等情報収集を行いつつ、手引き案を作成。</p> <p>10月末を目途に第2回作業部会の開催して手引き(案)を検討し、19年度中に策定。</p>
海外事業活動支援センターの設置	<p>東アジア食品産業活性化戦略に基づき、食品産業海外事業活動支援センター、食品産業海外連絡協議会の立ち上げを進め、国内外のネットワーク構築に努めるとともに、19年度の事業実施計画を策定。</p>	<p>海外情報の一元化を図るため、7月に食品産業海外事業活動支援センターを、10月に北京、上海、広州、バンコク、シンガポールの5都市に食品産業海外連絡協議会を設置。</p> <p>これらの機関を通じて、知財に関するセミナーの開催、知財専門家等による現地情報調査ミッション団の派遣等を実施。</p>

海外対策

項目		これまでの取組状況	課題と今後の予定
育成者権保護対策	法的保護の強化(種苗法改正、自家増殖の問題検討)	品種保護Gメンを10名から14名に増員。 第166回通常国会において、種苗法の一部を改正する法律(罰則の強化等)が 可決成立(5月18日公布、12月1日施行)。 自家増殖に育成者権が及ぶ植物として省令に追加した58品種が8月から施行。	増員されたGメンによる権利侵害に対する支援活動を強化。 12月1日の施行に向けて、地方農政局等で説明会を開催し改正法の普及促進。 自家増殖の規定を見直すため、海外における自家増殖について情報収集・分析 を行い、来年度は実態調査等を実施。
	東アジア植物品種保護 フォーラム構想の具体 化	東アジア地域における品種保護制度の共通基盤を構築するため、農林水産分野 の科学技術交流を推進するために開催された「日中農業科学技術交流グループ会 議」において中国にフォーラム設置に向けた協力要請。(6月25～26日) 品種保護に関する技術的な問題点を議論する「アジア地域技術会合」等において 各国に対し趣旨を説明。(6月25～29日)	「アジア地域の植物品種保護制度に係る協力と協調に関するワークショップ」を開 催し、各国ハイレベルに対し働きかけ。(10月) アセアン+3農業大臣会合において日本政府として「東アジア植物品種保護 フォーラム」の設置を正式に提唱する予定。(10月下旬) 来年7月を目途に第1回フォーラムを開催。
	海外への働きかけ、情 報収集	中国・韓国に対し育成者権保護官民合同ミッションを派遣し、制度の整備・充実を 要請。 農林水産分野の科学技術交流を推進するために開催された「日中農業科学技術 交流グループ会議」において中国の品種保護制度の充実にに向けた議論。(6月25 ～26日)	8月末から海外の品種保護担当者に対し研修を実施(JICA主催)。 日中農業科学技術交流グループ考察団を中国を派遣。 育成者権保護官民合同ミッションを中国に派遣。
家畜遺伝資源の保護対策	和牛等の遺伝子特許の 取得の促進、パテント プールの構築	和牛遺伝子特許の取得に向けた共同研究の推進や和牛知的財産の共同利用の あり方等について検討する「和牛知的財産取得・活用推進協議会」を開催(5月)。 弁理士等の知財専門家等から構成される「パテントプール検討委員会」を開催し、 パテントプール構築について検討(7月)。	和牛の遺伝子解析に係る技術やサンプルの提供等を通じ、共同研究を推進。 各研究機関の積極的な特許取得を促進。 年内を目途に、パテントプール協議会会則を決定し、パテントプールを構築。 遺伝子特許の保有者に対し、パテントプールへの参加を促進。
	精液の流通管理の徹底	我が国の財産である和牛の遺伝資源の保護・活用を図るため、家畜改良事業 団、京都大学、十勝家畜人工授精所が事業実施主体となり、和牛精液ストロー等の 流通管理を厳格化するモデル体制を検討。(6月)	十勝家畜人工授精所及び京都大学において、地域段階での精液流通管理モデ ルシステムを開発。 家畜改良事業団において、全国的な普及のための各地域モデルとの互換性を 持った全国システム等を開発。
	「和牛」表示の厳格化	「和牛等特色ある食肉の表示に関するガイドライン」の普及・啓発のために、メー ルマガジン、リーフレット、広報誌でガイドラインを紹介するとともに、全国、道府県段 階の関係団体の事業担当者や理事会、総会においてガイドラインについての取組 推進を要請。	引き続き関係団体等への説明や食肉流通業者への働きかけを実施し、ガイドライ ンの普及・啓発を図る。